

犬山市農業委員会総会議事録

1. 令和4年10月26日午後2時00分犬山市役所2階202・203会議室に於いて犬山市農業委員会を招集した。

1. 総会の議案は別紙「農業委員会総会議案一覧表」のとおりである。

1. 当日の出席委員は次のとおりである。

1番	今井 高信	欠席	2番	高木 正己	欠席
3番	小澤 正明		4番	日比野 真里	
5番	吉原 範明		6番	澤野 敏久	
7番	寺澤 克己	欠席	8番	吉野 幹雄	
9番	伊藤 謙		10番	松山 運美	

1. 本日会議に出席した職員は次のとおりである。

事務局長	武内 雅洋	統括主査	宮田 隆志
主任主査	北野 研吾	書記	渋田 訓史

1. 総会の顛末は次のとおりである。

1. 午後2時00分、松山会長が議長席につき、10名が出席につき会議は成立する旨を述べ開会を宣す。

次に議事録署名者2名の指名を行う。

8番	吉野 幹雄	9番	伊藤 謙
----	-------	----	------

議長

それでは、議案一覧表に基づきまして、第45号議案を上程いたします。それでは、事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局

議案の説明をさせていただきます。議案書の1ページをご覧ください。第45号議案、農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の証明願についてです。

【議案説明】

①申請地は、現地へ行くためには他人の土地を経由する必要がある場所で、たどり着くことが困難な山林の中にあります。現地に大きな農機器などを入れることができず、また、急傾斜地となっており転倒、滑落に注意して歩行する必要がある状況で、山林化しており再生困難な状態です。

10月17日に事務局と城東地区担当の吉原委員、小澤委員で現地付近を確認しました。現地は山林となっており、耕作も不可能であるため、非農地であることが見込まれます。

②申請地は、[REDACTED]を遡った山の奥地にあり、たどり着くことが困難な山林の中にあります。現地に大きな農機器などを入れることができず、また、急傾斜地となっており転倒、滑落及び落石に注意する必要がある状況で、山林化しており再生困難な状態です。

10月14日に事務局と池野地区担当の澤野委員で現地付近を確認しました。現地は山林となっており、耕作も不可能であるため、非農地であることが見込まれます。事務局からは以上です。

議長

ただいま事務局より、第45号議案の説明がありました。これにつきまして、何かご質問だととか、ご意見があれば賜りたいと思います。はいどうぞ今枝推進委員。

今枝推進委員 今の非農地って言われると、これどういうことになる？

議長 はい、事務局。

事務局 非農地ということ、農地でないということですので、農地法の対象から外れ、登記を山林に変更するということになってきます。農地でないという判定が、一定の農地に戻せない、どうしてもこの状況だと農地に戻せないというような判断をしなければいけないために、現地で状況を確認して、ここは完全に山林に実際になっているという状況を確認した上で、農地でないという判断をした上で、登記が農地から山林に変わるというような流れになります。

今枝推進委員 農地だと農地並みの計算でやってるけど、山林になるとかなり安い固定資産税に変わりますよね。

事務局 今枝推進委員から質問のありましたことにお答えさせていただきます。固定資産税の評価額、一般的に、農地より山林の方が、評価額は安い形になりますので、場所によるというところがあるんですけど、同じエリアの畠と山林あれば、山林の方から、一般的には安い形になります。最終的には税務課の担当が決定する形になりますけど、参考までに回答させていただきます。

あと1点、農業委員会の非農地の証明はどうなるのという話ですけど、この証明をつけて法務局へ申請して、地目変更の登記をする流れになっております。

議長 今のお答えでいいですか、はい。その他に、はい小澤委員。

小澤委員 3番、小澤です。申請書を見ますと1筆となっていますが、

書類見ると3筆ありますが、この違いはなんでしょうか。

事務局 内容としては3筆ということで変わりはないんですが、申請する時に [] が2筆と [] が1筆あったものですから、申請者が頭紙を書くときに、[] と [] をそれぞれ書いて、[] の部分を1筆というふうに書き添えたというような形になっています。なので内容として合計3筆というところは変わらないです。申請書と書類の明細はイコールとなってます。ただし頭紙ですね、本人が行政書士が頭紙を書くんすけれど、その表紙の部分は、先ほど説明があったように書いているということです。申請書自体は3筆で議案書と一致して問題のないことを見認しております。

議長 わかりました。小澤委員よろしいですか、はい。他にご意見はあるでしょうか。もしなければ、ここで地区審議に移りたいと思いますけれども、よろしいですかね。そうしましたら、もご質問だとか、ご意見はないようでございますので、ここで地区審議に移りたいと思います。

【短時間で再開】

議長 そうしましたら、続けて再開をさせていただきます。はい、それでは第45号議案、農地法第2条第項の農地に該当しない旨の証明なりの証明について、意見の決定を求めます。
1番につきまして城東地区お願ひいたします。

小澤委員 3番、小澤です。整理番号1番について非農地の判定対象地を、10月11日に吉原委員と一緒に見てきました。現地を確認した上、農地ではないと思います。以上です。

議長 続きまして、2番につきまして池野地区お願ひいたします。

澤野委員 6番、澤野です。10月14日に事務局と現地確認した結果、農地としての使用が不可能と思い、山林として可としたいと思っております。

議長 ただいま、一通りご審議の結果発表がございました。ここで、全委員さんにお諮りをしたいと思います。

第45号議案、別紙申請事項について、意見の決定を可としてよろしいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案につきまして、可と決定いたしました。続いて、報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局 では事務局より報告します。議案書の3ページをご覧ください。報告第17号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について、今月の報告は6件です。報告は以上です。

議長 ただいまの報告につきまして何か。ご意見、ご質問ございましたらお受けいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。そうしましたら、何もないようでございますので、これで本日予定しておりました案件はすべて終了いたします。どうもご協力ありがとうございます。これをもちまして本日の会議を終わらせていただきます。